足立区公共建築物等における木材利用推進方針

１　目的

この方針は、足立区内の公共建築物等の整備における積極的な木材利用を推進するため、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成２２年法律第３６号）に基づき、公共建築物等における木材の利用の促進に関する基本方針（平成２２年農林水産省、国土交通省告示第３号）に即して、必要な事項を定めることを目的とする。

２　木材利用の意義

木材は、断熱性、調湿性等に優れているほか、長期間にわたって炭素を貯蔵できる資材であるとともに、再生可能な資源であり、エネルギー源として燃焼しても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えないなどの特性を有している。このため、木材の利用を推進することにより、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成や、二酸化炭素の排出の抑制及び建築物等における炭素の蓄積の増大を通じた地球温暖化の防止、循環型社会の形成、水源のかん養等に貢献することが期待される。

３　用語の定義

（１）　公共建築物　足立区（以下「区」という。）が管理を行う建築物（区の委託により管理される建築物を含む。）をいう。

（２）　建築　新築、増築、改築又は改修をいう。

（３）　木造化　公共建築物の主要構造部（柱、屋根、壁、床、梁等）の全部又は一部に木材を使用することをいう。

（４）　木質化　公共建築物の内装及び外装の全部又は一部に木材を使用することをいう。

（５）　公共工作物　区が事業主体となり施工する道路、河川、公園等に係る工事により整備される工作物をいう。

（６）　友好都市　新潟県魚沼市、長野県山ノ内町、栃木県鹿沼市をいう。

４　基本的事項

区内の公共建築物等における木材利用の推進のための基本的事項は以下のとおりとする。

（１）公共建築物における木材利用の目標

公共建築物の建築等に当たっては、施設の特性を踏まえて積極的に木材を使用し建築物の木造化、木質化をはかる。ただし、次に掲げる場合は、これを適用しない。

ア　建築基準法、消防法等の法令、施設設置基準等により適当でないと認められる場合

イ　施設の利用目的、安全性、維持管理等を考慮して木材の使用が困難と認められる場合

ウ　その他、木造化及び木質化が困難と認められる場合

（２）公共工作物における木材利用の目標

公共工作物の整備に当たっては、木材及び木材を活用した木製品を積極的に使用する。ただし、次に掲げる場合は、これを適用しない。

ア　工作物の利用目的、安全性、維持管理等を考慮して木材の利用が困難と認められる場合

イ　その他、木製品の使用が困難と認められる場合

（３）　優先して使用する木材

公共建築物等の木造化又は木質化に当たっては、次の木材を優先的に使用する。

ア　友好都市で育成し、生産された木材を優先して使用する。

イ　アの木材が調達できない場合は、東日本大震災の被災地（岩手県、宮城県、福島県）や災害時における相互援助に関する協定書を締結している自治体及び東京都内で育成し、生産された木材を使用する。

（４）　コスト面等で考慮すべき事項

公共建築物等の整備において木材を利用するに当たっては、建設コストに加え、維持管理及び解体・廃棄等のコストも含むライフサイクルコストについて十分に配慮するとともに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断し、木材の利用に努めるものとする。

５　木材供給体制の確保

区は、友好都市等と相互に連携し、木材の利用・供給に関する情報の共有化を行い、公共建築物等の整備に必要な木材の安定的な供給体制が確保されるよう努める。

６　木材利用の啓発及び普及の推進

区は、公共建築物等の木造化、木質化の推進に当たっては、木材の持つ良さや木材利用の意義について、区民に対し啓発及び普及の推進に努める。

附則

この方針は、平成２８年６月１日から施行する。